

平成 1 9 年千葉市教育委員会会議
第 2 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成19年千葉市教育委員会会議第2回定例会会議録

日時 平成19年2月7日(水)

午後1時30分開会

午後3時30分閉会

場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 委 員 長 竹蓋 幸生
 委 員 川島 義美
 委 員 奥山 福子
 委 員 岩沼 静枝
 委 員 津田 英彦
 教 育 長 飯森 幸弘

出席職員	教 育 次 長	田辺宗一郎	社 会 体 育 課 長	小川 重夫
	教 育 総 務 部 長	大野 湊	青 少 年 課 長	和山 友美
	学 校 教 育 部 長	志村 修	中 央 図 書 館 長	田口 幸男
	生 涯 学 習 部 長	宮野 光正	総 務 課 総 括 主 幹	朝生 智明
	教育総務部参事(総務課長事務取扱)	武田 昇	学 事 課 調 整 主 幹	今井 一臣
	企 画 課 長	山崎 正義	生 涯 学 習 振 興 課 調 整 主 幹	川島 一雄
	学 校 財 務 課 長	江波戸弘憲	総 務 課 主 幹	山田亜紀子
	学 校 施 設 課 長	市川 享	総 務 課 主 幹	原 誠司
	学 事 課 長	尾上 正博	教 職 員 課 主 幹	宮田 浩
	教 職 員 課 長	青木 勉	教 職 員 課 長 補 佐	三野宮純一
	指 導 課 長	岩切 裕	教 職 員 課 長 補 佐	古川 和明
	保 健 体 育 課 長	嶋田 信昭	学 事 課 管 理 主 事 兼 学 務 係 長	大久保良孝
	教 育 セ ン タ ー 所 長	高津 乙郎	教 職 員 課 管 理 主 事 兼 人 事 係 長	高橋 邦伯
	生 涯 学 習 振 興 課 長	本庄 賢一	文 化 課 主 査	山崎 益男
	文 化 課 長	高梨 文雄	文 化 課 文 化 財 保 護 係 長	石橋 一恵

書 記	総 務 課 長 補 佐	山根 正美	総 務 課 主 任 主 事	清田 信之
	総 務 課 総 務 係 長	内山 健	総 務 課 主 任 主 事	鴫田 昌奈
	総 務 課 人 事 係 長	国方 俊治	総 務 課 主 任 主 事	吉野 直樹
	総 務 課 経 理 係 長	高橋 義浩	総 務 課 主 任 主 事	北田 弥生
	総 務 課 副 主 査	藤代 真史	総 務 課 主 任 主 事	太田 敬之

- 1 開会
竹蓋委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立
全委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名
竹蓋委員長より川島委員を指名
- 4 会期の決定
平成19年2月7日(1日間)ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認
平成18年第10回及び第11回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
 - (1) 非公開事項の決定
報告事項(2)、議案第3号から議案第10号まで及び協議事項(1)を非公開審議とする旨決定
 - (2) 報告事項
報告事項(1) 住居表示の実施等に伴う条例・規則の改正について
学事課長より報告があった。
報告事項(2) 平成18年度千葉市教育委員会体育功労者表彰について
社会体育課長より報告があった。
報告事項(3) 図書館・公民館図書室のインターネット予約等の実施について
中央図書館長より報告があった。
 - (3) 議決事項
議案第2号 千葉市図書館管理規則の一部改正について
中央図書館長より報告事項(3)についての報告と併せて説明があった後、審議。
全委員異議無く、原案どおり可決した。
議案第3号 平成18年度補正予算について
総務課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。
議案第4号 平成19年度当初予算について
総務課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。
議案第5号 千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について
学事課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。
議案第6号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

について

指導課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。
議案第7号 千葉県生涯学習センター設置管理条例等の一部改正について
生涯学習振興課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第8号 千葉県文化財保護条例の一部改正について

文化課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第9号 指定管理者の指定について

文化課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

議案第10号 県費負担教職員の処分について

教職員課長より説明があった後、審議。全委員異議無く、原案どおり可決した。

(4) 協議事項

協議事項(1) 千葉県立学校職員連絡・相談制度について

教職員課長より参考説明の後、協議が行われた。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 住居表示の実施等に伴う条例・規則の改正について

竹蓋委員長 学事課長、報告をお願いします。

学事課長 報告事項(1)「住居表示の実施等に伴う条例・規則の改正について」報告します。稲毛土地区画整理事業の換地処分に伴う町名変更を行うため、「町の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例」が平成19年1月19日に公布、1月20日に施行され、住居表示の実施に伴う町名変更を行うため、「住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例」が、平成19年1月19日に公布され、平成19年2月5日に施行されました。これは、地方自治法第180条第1項の規定に基づき市長において専決処分することができる事項として、議会の議決により指定されていることによるものです。これに伴い、千葉県立小学校設置条例及び千葉県体育施設設置管理条例が一部改正されています。今回の住居表示の実施についてですが、掲示地図をご覧ください。先ず、「宮野木町」の一部地域の番地の変更についてですが、資料記載の新旧対照表のとおり、千葉県立小学校設置条例につきまして、宮野木小学校の位置を、「稲毛区宮野木町1, 798番地の2」から「宮野木町2100番地」に改めました。また、千葉県体育施設設置管理条例につきまして、宮野木スポーツセンターの位置を「宮野木町1919番地の1」から「宮野木町2150

番地4」に改めました。次に、「柏井町」の一部地域の番地の変更についてですが、千葉市立小学校設置条例につきまして、柏井小学校の位置を、「花見川区柏井町1,486番地の1」から「花見川区柏井4丁目48番1号」に改めました。ただいま報告いたしました住居表示等の変更に伴い、千葉市教育委員会組織規則（以下、「組織規則」という。）第12条第1項第12号に基づき、「千葉市立小学校、中学校及び養護学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（以下、「本規則」という。）」を、教育長の専決により一部改正を行いましたので、報告いたします。今回の住居表示等の変更により、桜木小学校の通学区域である、「桜木町」「小倉町」の一部が「桜木北1丁目、桜木北2丁目、桜木北3丁目」に変更、「柏井町」の一部が「柏井1丁目、4丁目」に変更された関係で、本規則を資料記載のとおり改正しています。資料に新旧対照表も載せておりますのでご覧ください。なお、今回の改正は、住居表示の変更に伴う表示の変更のみで、学校の位置や通学区域を変更するものではありません。

報告事項(2) 平成18年度千葉市教育委員会体育功労者表彰について

竹蓋委員長 社会体育課長、報告をお願いします。

社会体育課長 報告事項(2)「平成18年度千葉市教育委員会体育功労者表彰について」報告します。当該表彰は、スポーツ振興法第15条の規定に基づき、当該年度に、各種目競技団体等で優秀な成績を収めた者及び千葉市内の地域社会や職場における体育の普及・発展に貢献した者・団体を表彰するものです。被表彰者につきましては、1月31日に開催されたスポーツ振興審議会において選考が行われ、表彰式は、3月4日、千葉市文化センターで開催いたします千葉市社会体育指導者講習会の席上で執り行う予定としております。功労者に小川直哉他11名、優秀選手に湯浅徹他30名、優良団体にイオン他3団体が選考されております。個々の被表彰者及びその功績・成績等の概要については、資料に示したとおりとなっております。

報告事項(3) 図書館・公民館図書室のインターネット予約等の実施について

議案第2号 千葉市図書館管理規則の一部改正について

竹蓋委員長 報告事項(3)「図書館・公民館図書室のインターネット予約等の実施について」ですが、次の議案第2号「千葉市図書館管理規則の一部改正について」と内容的に関連がありますことから、2件まとめて説明いただき、審議したいと考えますが、いかがでし

ようか。(異議なし)

竹蓋委員長 それでは、中央図書館長、説明をお願いします。

中央図書館長 先ずは、報告事項(3)「図書館・公民館図書室のインターネット予約等の実施について」報告します。図書館・公民館図書室では、コンピュータシステムを更新して、4月から、インターネットを利用した新しいサービスを行います。主な内容としましては、インターネットを利用して、パソコン、携帯電話からアクセスし、図書等の貸出予約、貸出状況や予約状況の照会、貸出期間の延長を行うことが可能となり、また、用意のできた予約図書等の連絡、延滞図書等の返却の催促、図書資料等に関するレファレンスの受付及び回答を電子メールで行うことが可能となります。なお、3月からは、館内の検索機を使って、図書等の貸出予約、貸出状況や予約状況の照会、貸出期間の延長を行うことが可能となります。以上のようなサービスを開始するために、コンピュータシステムの更新、機器の入替えを行う必要があることから、図書館・公民館図書室について一部業務の休止や休館する必要があります。先ず、一部業務の休止についてですが、期間は平成19年2月10日から21日までを予定しています。この期間中、図書等の貸出、書庫にある資料の閲覧などは休止しますが、図書等の返却、開架資料の閲覧、視聴覚資料の視聴などは可能です。次に、休館についてですが、平成19年2月22日から28日を予定しています。この期間は、システムや機器の作動チェック、機器操作研修等を行います。市民への周知についてですが、市政だより、千葉市図書館ホームページに掲載するとともに、図書館・公民館図書室で館内掲示を行います。3月1日からは、インターネット予約等の新サービス利用の際に必要なパスワード登録の受付を開始します。続きまして、議案第2号「千葉市図書館管理規則の一部改正について」説明します。改正の理由ですが、図書館・公民館図書室のコンピュータシステムの更新により、新たにサービスが拡充することに伴い、利用カードについて、定めのない有効期間を、登録があったときから5年と定めるほか、所要の改正を行おうとするものです。資料に新旧対照表を載せておりますのでご覧ください。

竹蓋委員長 このような図書館システムの更新は今回が初めてのことなのでしょうか。

中央図書館長 本市の図書館で使用しているコンピュータシステムは、昭和6

3年の導入以来、何度かの更新を経て現在に至っています。

竹蓋委員長 大規模な更新の場合、特に初めて行うような場合は、予想していなかったバクが見つかるといったことが心配されますが、何度か更新をされているということですので、今回の更新についてもスムーズに行っていただきたいと思います。

岩沼委員 最近、貸し出した図書が返却されないなど、利用者のマナーの低下が問題となっているという話を聞いたことがありますが、千葉市の図書館の場合はどうなっているのでしょうか。

中央図書館長 貸し出した図書が返却されないということは、本市でも起きています。その他にも、図書へ書き込みがされる等の問題もあり、利用者のマナーの向上のための啓発を行っています。

議案第3号 平成18年度補正予算について

委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第3号「平成18年度補正予算について」、市長に意見を申し出ることについて、組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。内容は、教育委員会所管の平成18年度一般会計2月補正予算です。議案書の18頁、一般会計歳入ですが、学校施設課所管分として、大規模改造費収入として国庫補助金が2億2,249万9千円の増額、小学校大規模改造事業債が12億7,300万円の増額、文化課所管分として、美術品等取得基金収入が71万6千円の増額、収入総額では、14億9,621万5千円の増額補正を行うものです。19頁、一般会計歳出ですが、(款)教育費(項)小学校費(目)学校建設費に、国の平成18年度交付金残金及び補正予算に対応した前倒しの増額により、小学校大規模改造事業費で16億3,470万円の増額、(款)教育費(項)社会教育費(目)社会教育総務費に、美術品等取得基金の運用益を基金に積み立てるため、71万6千円の増額、歳出教育費総額で16億3,541万6千円の増額です。20頁、繰越明許費ですが、国の平成18年度交付金残金及び補正予算に対応した前倒しに伴い、設定するものです。

議案第4号 平成19年度当初予算について

委員長 総務課長、説明をお願いします。

総務課長 議案第4号「平成19年度当初予算について」ですが、市長に意見を申し出ることについて、組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。議案書24頁、本市の平成19年度当初予算、一般会計は、総額3,573億円、うち教育費は4

28億6,200万円、構成比で見ますと、12.0%となります。この教育費を前年度と比較しますと、予算額で93億円、増加率で27.7%の増となります。増額の主な要因としましては、科学館の整備、高等学校校舎改築、小学校大規模改造に係る事業費が増加したことなどによるものです。それでは、予算案の主要事業について、新規事業と拡充事業を中心に説明します。先ず、教育総務部ですが、「学校教育推進計画（仮称）策定」については、国・地方の役割を踏まえ、特色ある学校教育等の推進を図るため、「学校教育推進計画（仮称）」の策定に着手するものです。次に、「新設校建設」についてですが、宅地開発に伴う生徒数の増加による学校の大規模化の解消を図るため、新設校の建設に向け基本設計を行うものです。次に、「稲毛高等学校附属中学校整備」についてですが、平成19年4月に開校する、稲毛高等学校附属中学校の教育環境を充実させるため、特別教室棟を設置するものです。次に、「千葉高等学校改築」についてですが、平成21年4月の全面供用開始に向け、校舎等の改築を行うものです。次に、学校教育部ですが、「学校防犯対策」については、施設被害等のある学校の中から、36校に防犯カメラを設置し、安全で安心な学校づくりを推進するものです。次に、「学校セーフティーウォッチ」についてですが、児童生徒の安全確保を図るため、学校セーフティーウォッチャーによる見守り活動を推進するほか、加曽利中学校をモデル地区とした、地域ぐるみの学校安全体制整備事業を推進するものです。次に、「理科支援員等配置」についてですが、小学校理科教育の活性化及び小学校教員の理科指導力の向上を図るため、小学校30校に理科支援員を配置するものです。次に、「いじめ24時間電話相談」についてですが、いじめ問題に対応するため、夜間・休日を含めて24時間の電話相談を行うものです。次に、「学校給食センターの再編整備」についてですが、改築する新港学校給食センターの建設・維持管理等について、PFI手法を導入するため、債務負担行為を設定するものです。次に、「教育相談」についてですが、障害のある幼児・児童・生徒やその保護者等に対する相談の充実を図るため、教育相談員を6人から7人へ増員するものです。次に、生涯学習部ですが、「放課後子ども教室推進」については、子どもの居場所づくりとして、小学校全校に「放課後子ども教室」を設置するものです。次に、「公民館改修」についてですが、桜木公民館図書室

を新設するため、実施設計を行うほか、老朽化が進んでいる公民館の設備を改修するなど施設環境の充実に努めるものです。次に、「科学館整備・管理運営」についてですが、市民の多様な文化ニーズに対応し、子どもたちの探究心向上と想像力育成のための参加体験型科学館を整備し、施設の管理運営に指定管理者制度を導入するものです。次に、「博物館整備」についてですが、郷土博物館のプラネタリウム室を展示室に活用するための実施設計を行うほか、擁壁工事を行い、施設環境の整備を図るものです。次に、「学校体育施設開放」についてですが、冬季の校庭夜間開放の実施を4校から5校に拡充するものです。次に、「青少年育成行動計画策定」についてですが、青少年問題の現状を把握し、多様な課題を解決するため、対策の方向性や施策を示す行動計画を策定するものです。次に、「図書館システム」についてですが、図書館システムを運用し、インターネット予約等の図書館サービスを提供するものです。

委員 長 質問等を含め、何かありますか。

委員 科学館、稲毛高等学校附属中学校、放課後子どもプランについて、もう少し詳しく説明してください。

文化課長 科学館についてですが、「科学館整備・管理運営」事業費の8億7,370万円の内容の主なものは、建設費用に約8億4,900万円、開館予定の10月から約半年間の指定管理委託料として、約2億4,000万円、開館準備に係る費用が約1億円となっています。

企画課長 「稲毛高等学校附属中学校整備」ですが、附属中学校の教室については、基本的には稲毛高等学校の校舎を使用します。普通教室については、今年度既に、整備しておりますが、さらなる教育環境の充実のため、来年度は、多目的教室等を備えた、特別教室棟を設置いたします。

生涯学習振興課長 「放課後子ども教室推進」についてですが、本市には、平成16年度から、文部科学省の委託事業として実施している、地域子ども教室推進事業がありますが、この取組を踏まえ、学ぶ意欲のある子どもたちに学習機会を提供する取組の充実を図るため、「放課後子ども教室」の整備を推進しようとするものです。なお、本事業は、放課後子どもプランの中で、保健福祉局が所管する子どもルームとの連携を図りながら事業を実施することを考えています。事業費の主な内容ですが、コーディネーターや学習アド

バイザーへの報償費、教材費等の経費となっています。

委員 「放課後子ども教室」は何年生までが対象となるのですか。
生涯学習振興課長 学校の実情等により若干異なってくると思われませんが、原則として、小学校1年生から6年生までの全学年が対象となります。

委員 「学校防犯対策」についてですが、防犯カメラを設置することのお話がありましたが、録画した映像はどのように保管するのでしょうか。

学事課長 録画した映像については、1週間保存します。カメラ、モニター、レコーダー等を校内のどこに設置するのか等については、今後決めていく予定です。

議案第5号 千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について

委員長 学事課長、説明をお願いします。

学事課長 議案第5号「千葉市立高等学校授業料等徴収条例の一部改正について」ですが、千葉市立高等学校の授業料の額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものです。参考資料の新旧対照表をご覧ください。第2条中、「9,600円」を「9,900円」に改めます。なお、附則におきまして、施行期日を平成19年4月1日と定めているほか、当該一部改正の内容は、平成19年度に入学する新1年生から適用され、平成19年度の新2、3年生、平成20年度の新3年生に在学する者については、これまでと同額の授業料を徴収することを規定しています。千葉市立高等学校授業料につきましては、総務省の地方財政計画及び地方交付税単位数費用基礎の額に基づいており、この額の改定が行われた場合は、県内の公立高等学校生徒の負担額の統一性を考慮し、県立高校と同時期に改定してまいりました。この度、総務省が示した平成19年度の高等学校授業料の基準額が、9,900円に改定されることから、授業料改定を行うこととしたものです。なお、県立高等学校及び県内他の市立高等学校においても、本市同様の授業料改定が行われる予定となっています。

議案第6号 学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

委員長 指導課長、説明をお願いします。

指導課長 議案第6号「学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」説明します。本議案は、学校教育法等の一部を改正する法律が、平成18年6月に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、規定の整備を図るため、

学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するよう市長に申し出ることについて、組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。現行の学校教育法第1条において、「学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする」と規定されておりますが、今回の改正で「盲学校、聾学校及び養護学校」が包括的な名称の「特別支援学校」に改められることに伴い、千葉市立養護学校設置条例他3条例中に使用されている「養護学校」を「特別支援学校」に改めるものです。今回の学校教育法の改正の趣旨は、近年、盲・聾・養護学校に在籍している児童生徒の、障害の重複化や多様化に伴い、児童生徒個々の教育的ニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、単一の障害種だけでなく、複数の障害種にも対応した教育を実施することができる特別支援学校の制度を創設するとともに、小中学校等における特別支援教育を推進することにより、障害のある児童生徒等の教育について、一層の充実を図ろうとするものです。詳細については、資料に新旧対照表を載せておりますので、ご覧いただきたいと思います。

議案第7号 千葉市生涯学習センター設置管理条例等の一部改正について
委員長 生涯学習振興課長、説明をお願いします。

生涯学習振興課長 議案第7号「千葉市生涯学習センター設置管理条例等の一部改正について」説明します。本議案は、国民の祝日に関する法律の一部改正及び職員の勤務時間の見直しに伴い、所要の改正を行うため、千葉市生涯学習センター設置管理条例等の一部を改正する条例を制定するよう市長に申し出ることについて、組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。改正を予定している条例は、千葉市生涯学習センター設置管理条例と千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例の2条例です。まず、千葉市生涯学習センター設置管理条例の一部改正についてですが、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律が本年1月1日から施行されたことに伴い、5月4日が国民の祝日となるため、休館日の規定を改正するものです。改正内容について、新旧対照表により説明いたします。休館日の規定である、第9条第1項第1号中「休日」の次に、「(以下この号において「休日」という。)」を加え、「の翌日(この日が5月4日又は5月5日であるときは、5

月6日)」を「後においてその日に最も近い休日でない日」に改めるものです。なお、この規定については、公布の日から施行することを予定しています。次に、千葉市民ギャラリー・いなげ設置管理条例の一部改正についてですが、職員の勤務時間の見直しに伴いまして、施設の使用時間を変更しようとするものです。改正内容について、新旧対照表により説明いたします。使用時間の規定である、第12条第1項中「午後5時」を「午後5時15分」に改めるものです。なお、この規定については、平成19年4月1日から施行することを予定しています。

議案第8号 千葉市文化財保護条例の一部改正について

委員長 文化課長、説明をお願いします。

文化課長 議案第8号「千葉市文化財保護条例の一部改正について」説明します。まず、今回の改正の背景についてですが、平成8年及び17年に文化財保護法の改正が行われ、平成8年の改正で、文化財所有者への指導、助言を基本とした「登録」の保護手法を制度化し、平成17年の改正で、「登録」の考え方を美術工芸品や有形民族文化財、記念物などにも拡充しています。本市の現状についてですが、市民生活の急激な変化や都市化の進行によって、数十年前の歴史を語るもの、地域の歴史を物語るもの、地域の生活の推移を知る上で必要な文化財が、早急に保護措置をとらなければ消滅してしまうことが危惧される状況に至っています。次に、主な改正内容についてですが、1点目として、文化財に新たに「地域文化財」を加え「登録」という保護手法を追加します。本市は現在、46件の文化財を「千葉市文化財」として指定し、保護していますが、これらのほかにも、地域を知る上で欠かせない文化財が多数存在し、地域住民に保存、継承されています。これらを「地域文化財」として「登録」することにより、市民の皆さんに、身近な文化財を知っていただき、保護していきたいと考えています。2点目は、現在、全て「千葉市文化財」としているものを、国の体系に合わせて、「千葉市指定有形文化財」「千葉市指定民族文化財」等に改めます。なお、施行期日は平成19年4月1日からとし、経過措置として、千葉市文化財として指定されているものについては、現状の確認・調査を行った後に、千葉市指定文化財とみなします。

議案第9号 指定管理者の指定について

委員長 文化課長、説明をお願いします。

文化課長 議案第9号「指定管理者の指定について」ですが、千葉市科学館の指定管理者を、トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体に指定しようとする事について、市長に意見を申し出るため、組織規則第8条第3号の規定に基づき、議決を求めるものです。施設の名称は「千葉市科学館」、指定管理者の名称は「トータルメディア開発研究所・凸版印刷共同事業体」、指定期間は、「平成19年10月20日から平成24年3月31日まで」の4年6月間です。選定までの経過についてですが、昨年10月2日に募集要項を公表し、11月21日を締め切りとする応募申請を行い、内部委員5人に外部委員2人を加えた7人による選定委員会を2回開催し、申請のあった3団体について、資格審査、提案書審査を経て、12月26日に指定管理予定候補者を選定しています。選定の理由についてですが、選定委員会において「施設運営の理念と基本方針」「管理運営の組織」「事業の運営」「管理に関する事」「収支計画に関する事」の5項目からの総合的な評価により、全ての基準を満たし、適正に管理ができるものとされ、さらに5項目の得点合計が最も高かったため、指定管理予定候補者として選定されたものです。指定管理予定候補者の構成員についてですが、先ず、株式会社トータルメディア開発研究所ですが、情報媒体のデザイン、博物館等の展示物設計、制作、運営等を手がけており、特に、博物館展示事業における国内有数の企業で、香川県、福島市、呉市、神戸市等の博物館施設での管理運営を行っています。次に、凸版印刷株式会社ですが、その優れた印刷技術より、国内外より信頼されている企業であり、また、社会貢献活動にも熱心で、博物館・ホール等の直営などの文化的活動も重視している企業です。指定管理予定候補者が提案している運営の概要は資料に記載していますが、主なものについて説明いたします。利用料金についてですが、大人500円、高校生200円、小・中学生100円としています。運営等についてですが、専任のボランティア推進専門職員を配置するなど、ボランティアの参画を推進し、また、交流と賑わいを生む幅広い事業連携の展開を行うこととしています。展示事業についてですが、展示・ワークショップ・サイエンスショーが互いに連携した新しいタイプのものを実施します。教育普及事業についてですが、多彩なプログラムにより、幅広い年齢層において、科学への関心を高められる内容となっています。プラネタリウムについてですが、投影事

業のほか、賑わいを創出するための空間として活用し、集客性を高める工夫を提案しています。学校団体利用についてですが、3つの特別メニューを用意するなど、学校教育の支援に前向きに取り組むことを提案しています。

委員 長 質問等を含め、何かありますか。

委員 プラネタリウムの投影事業についてですが、投影中に見ている人の半分くらいが眠ってしまうようなものがあると聞いたことがあります。利用者が飽きてしまわないようなものを工夫する必要があると思います。

文化課 長 本科学館のプラネタリウム施設は、映像を交えての投影を行えるハイブリッド仕様となっており、こういった機能を活かした提案がされているところです。

委員 プログラムは全て指定管理者が行うのでしょうか。

文化課 長 指定管理者が提案したのを見て、協議などを行うこととしています。

委員 興味の違いもあるので、子ども向け、大人向けのプログラムを時間帯などに工夫して設けるといったことなども考えていただけるとよいのではないかと思います。

文化課 主査 指定管理候補者からは、一般向けと学校向け、幼稚園向け、幼児向けなど、多様なプログラムが提案されています。

委員 仙台市へ研修に行ったとき、仙台市科学館を見学しましたが、また行ってみたいと思うような大変素晴らしい内容でした。本市の科学館も、設備にばかりお金をかけるのではなく、中身も充実していただきたいと思います。資料の事業連携の項目の中で、千葉大学と千葉工業大学が連携先として上がっていますが、具体的な内容はどのようなものなのでしょうか。

文化課 主査 主に、ロボット展示について連携をすることを考えていることです。開館時に、人間を認識することが可能な二足歩行をするロボットを1体配備する予定とのこと。

委員 人間不在ではなく、人間と結びついた科学、また、大学など地域との連携を持った魅力のある科学館にしていきたいと思います。

委員 資料に、大人のボランティアと子どもが仲良く接している写真がありますが、このような雰囲気づくりも重視し、何度でも足を運びたいようなものにして、大人と子どもがコミュニケーションをとる機会を継続していけると良いと思います。

文化課長 運営コンセプトとして、『参加体験型』の科学館を支える『人が主役』の運営が挙げられています。今のお話にありましたようなことも、このコンセプトに合致するものと考えます。

委員 例えば、指導主事が常駐するとか、ボランティアの方が常にまとまった人数でいつも待機しているといったことは考えているのでしょうか。

文化課長 運営に参画するボランティアは、現時点で60人以上予定しています。

委員 大学との連携についてですが、例えば、滅多に見ることができないような標本をお借りすることなども考えていただければと思います。また、大学の研究の中には、指定管理者が持つ科学技術と関連性の高いものがあると思いますので、互いに連携をとっていただけると素晴らしいものができるのではないかと思います。

文化課長 今のお話にありましたご提案については、指定管理者との協議等の場で伝えてまいりたいと思います。

議案第10号 県費負担教職員の処分について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 議案第10号「県費負担教職員の処分について」ですが、組織規則第8条第6号の規定に基づき、議決を求めようとするものです。被処分者所属、職及び氏名「千葉市立 中学校 校長」、処分内容「教諭への分限降任」、処分年月日「平成19年2月7日」です。処分理由ですが、被処分者は、学校教育法に規定する「校務をつかさどり、所属職員を監督する」との校長の立場にありながら、自身の考え方、素質、性格等により、円滑に遂行されるべき学校運営に支障をきたしていたものです。今後も校長の職にあった場合には、同様の学校運営上の支障が生ずる高い蓋然性が認められることから、校長としての職務を遂行するために必要な適格性がないものであり、また、教頭職についても、校長職を代理あるいは行う役割を担っていることから、適格性はないものと判断いたしました。よって、地方公務員法第28条第1項第3号に該当するものと認め処分するものです。なお、当該中学校教頭につきましては、所属職員を監督することができる立場にある教頭として、学校の円滑な運営を図る上で、十分な役割を果たしていたとは言えないと判断し、文書訓告とするものです。

委員長 質問等を含め、何かありますか。

委員 地方公務員法第28条第1項第3号を読み上げてください。

教職員課長 地方公務員法第28条第1項本文、「職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。」、同第3号、「前2号に規定する場合の外、その職に必要な適格性を欠く場合」とあります。

委員 「前2号」の内容はどうなっていますか。

教職員課長 第1号に「勤務実績が良くない場合」とあり、第2号に「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」とあります。

委員 第3号は、それ以外ということですね。もう一度、第28条第1項の本文を読んでください。

教職員課長 地方公務員法第28条第1項本文、「職員が、左の各号の一に該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。」。

委員 第3号にある、「前2号に規定する場合の外」との規定により、意に反した降任や免職を自在にすることができてしまうということでしょうか。

教職員課長 ご指摘の規定に続いて、第3号には、「その職に必要な適格性を欠く場合」とあり、これが要件となります。

委員 分限と懲戒の違いについて、分限にした理由について教えてください。

教育次長 職員を処分する場合は、懲戒処分と分限処分があります。懲戒処分についてですが、非違行為があった場合に懲戒処分の対象とすることができることになっています。分限処分についてですが、先ほどの地方公務員法第28条についての説明にありましたとおりです。本件が、懲戒処分に該当するのかどうか、あるいは分限処分に該当するのかどうかを慎重に検討してまいりました。その結果、校長の行為は、強い叱責等はあったが、あくまで職務の範疇で行われたものであり、強い叱責等が非違行為となるかについては、職務の範疇で行われていた以上は、非違行為とはいえないと判断し、また、先ほどの説明にありました、地方公務員法に規定する「その職に必要な適格性を欠く」行為に該当するとして、分限処分としました。

委員 長い時間をかけて慎重に調査をされたわけですが、その中には、推測による事柄についての判断が要されることもあったでしょうから、大変難しいことだったのではないかと思います。そうい

った調査の結果、こういった処分がよいのかということを考えて、この結論に到ったと思います。

委員 公務員の処分となると、なかなか一般にはイメージし難いものがあると思います。今回の処分は降任ということですが、その待遇について、どのように変わるのかを教えてください。

教育次長 給与についてですが、教員の場合、1級から4級までの各級ごとに号給が定められていますが、教諭が1、2級、教頭が3級、校長が4級となっています。今回の場合、4級から2級へ下げられることとなりますが、この結果、本給の額が相当下がり、さらに、管理職からの降任であることから、管理職手当もつかなくなります。また、退職金についても、仮に定年まで在職したとしても、下げられた給与を基礎に算定されますので、かなり重い処分であるといえます。

委員 4級から2級に下げるとということですが、4級の何号給から2級の何号給へ変わるのでしょうか。

総務課長 通常の場合ですと、移る前の級での号給と比べて直近下位の号給へ移るのですが、本件の場合、年齢的にも、4級の中でも、かなり上の号給に該当していました。2級の中にはそれに匹敵するような号給がありませんので、2級の最高号給に下げるということとなります。結果として、かなりの減給となります。

委員長 一言申し上げたいのですが、教職員の方が一人お亡くなりになったということを重大に受け止めて、二度とこのようなことの起こらないよう、教育委員会の総力を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

協議事項(1) 千葉市立学校職員連絡・相談制度について

委員長 教職員課長、説明をお願いします。

教職員課長 協議事項(1)「千葉市立学校職員連絡・相談制度について」説明します。本制度は、「CHIBA スクールレスキュー制度」を仮称とし、千葉市立学校職員が、職員の法令違反や生命、身体、財産等に対する重大な侵害を及ぼすおそれがある行為等について、「CHIBA スクールレスキュー（以下、「スクールレスキュー」という。）」に、レスキューホットラインを通じて、連絡・相談することにより、事故、不祥事等の発生を未然に、またその増悪を防止し、健全な学校教育活動、延いては子どもたちの安全で安心な「学びの場」の確保を図ります。制度の概要ですが、連絡・相談できる者は、千葉市立学校の全職員で、職員の職務上の行為が、

法令等に違反していると思料される場合、人の生命、身体、財産等に対し、重大な侵害を及ぼしている、又は、及ぼすおそれがあると思料される場合、その他業務に関して、所属する学校内では解決が困難であり、かつ、スクールレスキューが関与して是正することが必要であると思料される場合についての連絡・相談等を受け付けます。連絡・相談先は、教職員課とし、連絡・相談方法は、電子メール、封書、電話によることを予定しています。その内容の調査は、教育長が指名する職員が行い、必要に応じて、関係機関等に協力を求めるものとします。調査についてですが、調査の開始がスクールレスキューによるものであることを明らかにせず、連絡相談者が特定されないよう、調査方法に配慮して行うこととし、また、連絡・相談が匿名で行われた場合においても、相談内容を確認できる客観的な資料の添付等がされていた場合は調査を行います。連絡・相談者の保護についてですが、連絡・相談をしたことで、不当・不利益な取扱いを受けたと思料される場合には、その旨、スクールレスキューに連絡・相談することができることとするほか、不利益取扱いの内容に応じ、千葉市人事委員会に対して地方公務員法第8条第1項第9号から第11号までに規定する措置の要求、不服申し立て又は苦情の申出を行うことができることとしています。その他、是正措置等につきましては、資料に記載しておりますのでご覧ください。制度の実施は、平成19年4月1日からを予定していますが、専用のメールアドレス等の準備が整い次第、暫定的に実施してまいります。

委員長 質問等を含め、何かありますか。

委員 この制度での教職員課と教育センターとの機能について教えてください。

教職員課長 教職員課では、教職員の様々な問題についての相談を受け付け、その解決を図り、また、事故、不祥事等の発生を未然に防止するための方策を行います。教職員課で受け付けた報告・相談の内容によっては、必要に応じて、関係機関等に協力を求めることとなりますが、その中で、教育センターでは、教職員のメンタルヘルスに関する相談等を行います。

委員 制度の名称については仮称となっておりますが、他にも考えているのでしょうか。

教職員課長 他にもっとふさわしい名称があれば併せて検討してまいりたいと考えます。

委員 このような制度を作ることは必要であると思いますが、今まで、この制度で連絡・相談の対象としているような内容の相談はあったのでしょうか。

教職員課長 昨年度中も、学校職員から相談がありました。その中で、校長に関する相談が2件あり、直ちに、校長へ対して改善を図るよう指導するなどを行いました。

委員 こういった制度があっても、形だけ整ったということでは意味がないので、やはり、気楽に相談できるようなシステムにしていくように努力していかなければならないと思います。

委員 差し支えない範囲で、その2件の相談の内容について教えてください。

教職員課長 所属する学校の校長の言動、態度についての相談でした。

委員 それは、今回の議案第10号に係る事件よりも前のことでしょうか。

教職員課長 昨年度ですので、昨年9月より前にあった相談です。

委員 直ぐに対応されたとのことですが、改善はされたのでしょうか。

教職員課長 相談のあった職員から、改善された旨の報告がありました。

委員 昔のままでは通用しないということがありますが、こういった制度を作らなくてはならなかったということもその一つではないかと思います。多かれ少なかれ、皆が認識していかなければならない事柄であると思います。

委員 資料に、「法令違反や生命、身体、財産等に対する重大な侵害を及ぼすおそれがある行為」とありますが、学校運営がうまくいかない要因となっていることに関して、相談する側が、「これは、自分が相談しても良いのだ」と判断できるようにするため、具体的な例も掲げるべきではないかと思います。

教職員課長 本制度の周知のため、全職員へ対して、ご指摘のような具体的な内容を示した資料を配布し、安心して連絡・相談ができるようにしたいと考えています。

委員 上司による言動や態度によって非常に大きなストレスを受けることは、上司だから良いというのではないと思います。こういったことは、大人になっても人から注意されることではなく、小さい頃から家庭を含めた教育をしていくことが大切であると思いますね。

8 その他

(1) 「こども音楽コンクール」文部科学大臣奨励賞受賞について、次のとおり、指

導課長より報告があった。

指導課長 平成18年度「こども音楽コンクール」中学校管楽合奏部門において、本市の土気中学校吹奏楽部が、文部科学大臣奨励賞を受賞しましたので報告します。同校は、千葉県地区大会において推薦され、東日本優秀演奏発表会に出場し、最優秀賞を受賞、その後、文部科学大臣奨励賞審査会において、全国330校の中から、文部科学大臣奨励賞に選ばれました。表彰式は、平成19年3月3日に行われます。

竹蓋委員長 質問等を含め、何かありますか。

竹蓋委員長 土気中学校は、今回の受賞だけではなく、何度も全国的なコンクールで優秀な成績を収めている吹奏楽の伝統校だと思いましたが、これは、指導者が良いからでしょうか、それとも地域で力を入れているからでしょうか。

指導課長 ご指摘のとおり、土気中学校はこれまでも、吹奏楽で優秀な成績を何度も収めています。指導者の力によるところもありますが、やはり、地域を挙げて土気中学校を支援しているところが大きいと思います。土気中学校では吹奏楽部への入部希望者が毎年大変多くなっていることから、地域の関心が高いことが伺われます。

竹蓋委員長 地域の方の関心が、高くなっているということが、教育による効果であれば、大変素晴らしいことだと思います。

(2) 西小中台小学校給食室復旧工事の完了について、次のとおり、保健体育課長より報告があった。

保健体育課長 西小中台小学校給食室復旧工事の完了について報告します。先の第11回定例会において、西小中台小学校給食室の火災事故について報告しましたが、給食室の復旧工事が2月9日で完了することになりました。翌週13日から16日までは、給食室の備品の点検・調整を行い、安全確認の上、19日より西小中台小学校で給食を再開することとしています。なお、西小中台小学校の復旧工事期間中は、近隣の小中台南小学校で給食を作り、提供していましたが、西小中台小学校の給食再開に併せて、給食の提供を終了します。

(3) 文化行政の総合化について、次のとおり、文化課長より報告があった。

文化課長 文化行政の総合化について報告します。市民に分かりやすく、総合的で計画的な文化行政を展開するため、平成17年に策定された千葉市新行政改革推進計画に基づき、平成19年4月からの文化行政の総合化について、現在、関係所管と詰めの協議を進め

ています。教育委員会で所管する文化行政のうち、「文化芸術の振興」に関わるもの、施設としては、美術館及び市民ギャラリー・いなげになりますが、これらについては市長事務部局へ移管し、博物館を含む「文化財の保護」に関わるもの及び科学館の管理運営については、教育委員会で所管します。他の政令指定都市の状況ですが、文化行政のうち、文化芸術関係については、千葉市以外のすべての都市で市長事務部局が所管し、文化財関係については、4都市において、市長事務部局が所管しています。

(4) 次回第3回定例会は、事務局において日程を調整の上、開催日時を決定することとした。

8 閉会

竹蓋委員長より閉会を宣言